

特別養護老人ホーム桜テラス平岡 利用料金表

R8.4.1～

【お支払い方法】

料金・費用は、ご契約者名義の口座から自動引落としします。1ヵ月ごとまとめた請求書を翌月20日までに送付し、ご利用月の翌月27日に引落とししますので、それまでに指定口座にご入金ください。（引き落とし日が土・日・祝日の場合は、変更となる場合がありますのでご了承ください。）

また、口座の残高不足により引落としができなかった場合は、窓口にて現金集金または労金の口座へお振り込みをお願いします

尚、減免制度・高額サービス費制度もございますので担当者にご相談ください。

①施設介護サービス費用《単位表》

(ア) 介護福祉施設サービス費

(日常生活継続支援加算 I 36単位・夜勤職員配置加算13単位・看護体制加算 I・II 12単位・個別機能訓練加算 I 12単位・精神科医定期的療養指導加算5単位 含む)

ご本人の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護費用基本単位(1日)	667	737	810	880	949
A // 月額(30日)	20,010	22,110	24,300	26,400	28,470

(イ) 対象加算(B)

①ご利用者様の状況に応じてかかる加算

- ・外泊時費用加算(月6日限度) 1日246単位
- ・若年性認知症入所者受入加算 1日120単位

②入退居時にかかる加算

- ・安全対策体制加算(入居時のみ) 20単位
 - ・初期加算 1日30単位
- (入所日から30日間または入院30日以上
の退院日から30日間)

③看取り時にかかる加算

看取り介護加算 I

- 死亡日以前31日以上41日以下 1日72単位
- 死亡日以前4日以上30日以下 1日144単位
- 前日および前々日 1日680単位
- 死亡日 1日1280単位

④月単位でかかる加算 (I・II・IIIいづれか一つ)

加算項目	I	II	III
科学的介護推進体制加算	40単位	50単位	
ADL維持等加算	30単位	60単位	
褥瘡マネジメント加算	3単位	13単位	
協力医療機関連携加算	50単位	5単位	
生活機能向上連携加算	100単位	200単位	
排せつ支援加算	10単位	15単位	20単位
生産性向上加算	100単位	10単位	
個別機能訓練加算		20単位	

費用計算 (1か月あたり)

- ① [各サービスの合計単位数 (A+B) + { (A+B) × 0.14 (介護職員処遇改善加算 I) }] × 10.14円 (地域加算7級地) = C
- ② C × 0.9又は0.8又は0.7 = D (介護保険) (原則利用者負担は1割となるが一定以上の所得の方は2割・3割負担)
- ③ C - D = E (利用者負担額)

上記(ア)(イ)のサービスを利用した場合、月の所定単位数に対して介護職員処遇改善加算(I)14%が加算されます。

①特定入所者介護サービス費（利用にあたっては申請が必要となります）

特定入所者介護サービス費の対象となるのは第1段階～第3段階②の方となります。

利用者負担段階	対象者
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計（※1）が80.9万円以下の方で、且つ預貯金が単身650万円、夫婦で1,650万円以下の方
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計（※1）が80.9万円以上120万円以下の方で、且つ預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円以下の方
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上の方で、且つ預貯金が単身500万円、夫婦で1,500万円以下の方
第4段階	上記以外の方

※1) 令和7年8月1日以降、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上から80.9万円以上に変更となります。

②食事・居住費

サービスメニュー		金額	概要
食費	1日	第1段階	300円
		第2段階	390円
		第3段階①	650円
		第3段階②	1,360円
		第4段階	1,520円
			食数に関係なく、1日単位での請求となります。 (特定入所者介護サービス費のみ申請の方は、第4段階の金額となります)
居住費 (多床室)	1日	第1段階	0円
		第2段階	430円
		第3段階	430円
		第4段階	1,520円
			光熱水費 (特定入所者介護サービス費の未申請の方は、第4段階の金額となります)
居住費 (従来型個室)	1日	第1段階	420円
		第2段階	480円
		第3段階	880円
		第4段階	2,100円
			光熱水費+室料 (特定入所者介護サービス費の未申請の方は、第4段階の金額となります)

・食費と居住費に関しては個人により負担額が異なります。

・負担限度額認定証及び特定負担限度額認定証に記載している負担限度額となります。

③個人用電化製品使用料

サービスメニュー		金額	
基本	1日	A(テレビ等)	10円
		B(テレビ+冷蔵庫)	60円
		C(テレビ+家電2つ)	80円
		Wi-Fi使用料	10円
季節家電 夏季(6~9月)	1日	扇風機	10円
		スポットクーラー	450円
季節家電 冬季(10~3月)	1日	電気毛布	200円
		電熱ヒーター	370円
		その他	実費

- ・充電して使用するもの(携帯電話・スマホ・電気シェーバー等)は、電気代をいただいておりません。
- ・季節家電は、指定の期間以外に使用した場合、電気代はかかりません。
- ・上記の電化製品を持ち込んでいない方は、電気代はかかりません。

③理美容代

サービスメニュー		金額
料金	総合(カット+顔そり)	2,750円
	カットのみ	1,870円
	パーマ(カット込み)	5,280円~※
	カラー(カット込み)	5,280円

- ※髪質によって、料金が上乘せになる可能性がございます。
- ・月10回程、NPO法人日本理美容福祉協会の方が来園されます。
- ・理美容代は、施設で立て替え翌月の利用料と一緒に請求させていただきます。

④日常生活費等

サービスメニュー	金額	概要
消耗品代・特殊医療材料費・特殊食品	実費	傷保護シート・栄養補助食品など
事務代行サービス(1ヶ月)	1,000円	立替え払い・申請代行等の事務所費用
郵送代	実費	請求書の郵送を希望される方は郵送代がかかります

- ・おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますので個人負担はございません。ただし、個別に対応が必要な場合に関しては、この限りではありません。

法人独自の減額制度

緑愛園から桜テラス平岡へ移転に伴い、第4段階の方のみ居室料を9000円/月増額することになりました。しかし、ご夫婦世帯でどちらか一人が施設に入所、もう一人が自宅にいらっしゃる場合、生活が苦しくなることが予測され、法人独自の減額制度を設けることにいたしました。

対象は、負担段階が第4段階かつ、ご夫婦世帯の方で下記の一定の条件に該当する方です。

入所後、申請書類を提出いただき、法人本部内で判定を行います。判定結果が出た後、支払い対象者へ結果をお伝えし、通知書を郵送いたします。制度は申請のあった月から適用になります。毎年7月末に更新の申請が必要となります。

詳細は、生活相談員へご確認ください。

	基準	居住費（個室）	食費	月額目安	
法人特例①	世帯年収から年間の施設利用料（概算）を引いた残りの金額が101万円以上120万円以下	1,900円/日	1,445円/日	100,350円 +介護保険自己負担分	要介護3 128,460円 要介護4 130,888円 要介護5 133,280円
法人特例②	世帯年収から年間の施設利用料（概算）を引いた残りの金額が101万円未満	1,600円/日	1,445円/日	91,350円 +介護保険自己負担分	要介護3 119,460円 要介護4 121,888円 要介護5 124,280円
特例措置	世帯年収から年間の施設利用料（概算）を引いた残りの金額が80万円以下	第3段階相当 880円/日	第3段階相当 1,360円/日	67,200円 +介護保険自己負担分	要介護3 95,310円 要介護4 97,738円 要介護5 100,130円

	基準	居住費（個室）	食費	月額目安	
法人特例③	世帯年収から年間の施設利用料（概算）を引いた残りの金額が95万円以下	1,350円/日	1,445円/日	83,850円 +介護保険自己負担分	要介護3 111,960円 要介護4 114,388円 要介護5 116,780円